

令和2年

市議会5月臨時会議案

掛川市

目 次

議案第 61 号	令和 2 年度掛川市一般会計補正予算（第 3 号）について	1
議案第 62 号	令和 2 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	19
議案第 63 号	掛川市税条例の一部改正について	31
議案第 64 号	掛川市国民健康保険条例の一部改正について	35
議案第 65 号	掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	39
議案第 66 号	市道掛川高瀬線道路改良工事請負契約の締結について	41
議案第 67 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度掛川市一般会計補正予算（第 2 号））	43
議案第 68 号	専決処分の承認を求めることについて（掛川市国民健康保険税条例の一部改正）	63

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ206,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,393,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月13日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金		18,269,086	178,626	18,447,712
	2 国庫補助金	15,077,978	178,626	15,256,604
18 寄附金		778,255	5,500	783,755
	1 寄附金	778,255	5,500	783,755
19 繰入金		3,562,074	22,631	3,584,705
	1 基金繰入金	3,562,074	22,631	3,584,705
歳 入 合 計		63,186,386	206,757	63,393,143

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 15,994,729	千円 178,626	千円 16,173,355
	2 児童福祉費	8,766,070	178,626	8,944,696
4 衛生費		5,353,770	28,131	5,381,901
	1 保健費	2,904,326	28,131	2,932,457
歳 出 合 計		63,186,386	206,757	63,393,143

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,706,226	32.8		20,706,226	32.7
2 地方譲与税	571,000	0.9		571,000	0.9
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	77,000	0.1		77,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	51,000	0.1		51,000	0.1
6 法人事業税交付金	224,000	0.4		224,000	0.4
7 地方消費税交付金	2,751,000	4.4		2,751,000	4.3
8 ゴルフ場利用税交付金	66,000	0.1		66,000	0.1
9 環境性能割交付金	160,000	0.3		160,000	0.3
10 地方特例交付金	141,000	0.2		141,000	0.2
11 地方交付税	3,019,000	4.8		3,019,000	4.8
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	216,670	0.3		216,670	0.3
14 使用料及び手数料	595,138	0.9		595,138	0.9
15 国庫支出金	18,269,086	28.9	178,626	18,447,712	29.1
16 県支出金	3,952,318	6.3		3,952,318	6.2
17 財産収入	59,243	0.1		59,243	0.1
18 寄附金	778,255	1.2	5,500	783,755	1.2
19 繰入金	3,562,074	5.6	22,631	3,584,705	5.7
20 繰越金	50,000	0.1		50,000	0.1
21 諸収入	2,765,176	4.4		2,765,176	4.4
22 市債	5,135,200	8.1		5,135,200	8.1
歳入合計	63,186,386	100.0	206,757	63,393,143	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 議会費	260,664	% 0.4	
2 総務費	17,561,903	27.8	
3 民生費	15,994,729	25.3	178,626
4 衛生費	5,353,770	8.5	28,131
5 労働費	1,477,595	2.3	
6 農林水産業費	1,431,153	2.3	
7 商工費	2,065,302	3.3	
8 土木費	5,898,914	9.3	
9 消防費	1,702,782	2.7	
10 教育費	5,969,365	9.4	
11 災害復旧費	168,296	0.3	
12 公債費	5,261,313	8.3	
13 予備費	40,600	0.1	
歳 出 合 計	63,186,386	100.0	206,757

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
260,664	0.4				
17,561,903	27.7				
16,173,355	25.5	178,626			
5,381,901	8.5			5,500	22,631
1,477,595	2.3				
1,431,153	2.2				
2,065,302	3.3				
5,898,914	9.3				
1,702,782	2.7				
5,969,365	9.4				
168,296	0.3				
5,261,313	8.3				
40,600	0.1				
63,393,143	100.0	178,626		5,500	22,631

2 歳 入

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
8 子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金	補正前 0 補正額 178,626 計 178,626	1 子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金	178,626
計	補正前 15,077,978 補正額 178,626 計 15,256,604		

(単位：千円)

説 明	備 考
子育て世帯への臨時特別給付金補助金 追加 178,626×10/10	

18款 寄附金

1項 寄附金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 衛生費寄附金	補正前	1 地域医療対策費寄 附金	5,000
	1,245		
	補正額	3 感染症予防費寄附 金	500
	5,500		
	計		
	6,745		
計	補正前		
	778,255		
	補正額		
	5,500		
	計		
	783,755		

(単位：千円)

説 明	備 考
新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金 追加	5,000
新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金 追加	500

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 3,562,074 補正額 22,631 計 3,584,705	1 基金繰入金	22,631
計	補正前 3,562,074 補正額 22,631 計 3,584,705		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 3,146,417 補正後予算額 3,169,048 22,631	

19款 繰入金

3 歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
9 子育て世帯への臨時特別 給付金給付事業費	補正前	国県支出金 178,626	3 職員手当等	750
	補正額		9 旅費	9
	178,626		11 需用費	706
	計		12 役務費	3,190
	178,626		13 委託料	2,951
			19 負担金補助及び交 付金	171,020
計	補正前 8,766,070	国県支出金 178,626		
	補正額 178,626			
	計 8,944,696			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費 178,626</p> <p>(1) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費 178,626</p> <p>追加</p> <p>給付金申請データ入力業務等委託料 2,200 (追加)</p> <p>子育て世帯への臨時特別給付金 171,020 (追加)</p>	

4款 衛生費

1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 地域医療対策費	補正前	その他	1 報酬	865
	485,040	5,000	3 職員手当等	12
	補正額	一般財源	11 需用費	3,820
	27,629	22,629	12 役務費	233
	計		13 委託料	16,128
	512,669		18 備品購入費	6,571
6 感染症予防費	補正前	その他	18 備品購入費	502
	393,213	500		
	補正額	一般財源		
502	2			
計				
393,715				
計	補正前	その他		
	2,904,326	5,500		
	補正額	一般財源		
28,131	22,631			
計				
2,932,457				

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 救急医療対策費 27,629</p> <p>(1) 急患診療所運営事業費 27,629</p> <p>既決予算額 78,203 補正後予算額 105,832</p> <p>薬品代 2,500 (追加) PCR検査場運営委託料 4,600 (追加) 検体検査委託料 10,560 (追加) 備品購入費 6,571 (追加)</p>	
<p>1 感染症予防対策費 502</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等予防事業費 502</p> <p>既決予算額 2,568 補正後予算額 3,070</p> <p>備品購入費 502 (追加)</p>	

4款 衛生費

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	その他の 人件費	合 計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給 料	職員手当	計					
補正後	728	2,787,580	2,309,731	5,097,311	942,369	20,638	6,060,318	26,615	6,033,703
補正前	728	2,787,580	2,308,969	5,096,549	942,369	20,638	6,059,556	26,615	6,032,941
比較			762	762			762		762

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	81,930	88,262	62,576	79,643	209,477	653,459
	補正前	81,930	88,262	62,576	79,643	208,727	653,459
	比較					750	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	494,115	34,020	16,474	545,676	44,099	
	補正前	494,115	34,020	16,462	545,676	44,099	
	比較			12			

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	762	その他の増減分	762	時間外手当増 750 特勤手当増 12	

(2) 会計年度任用職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	505	622,622	127,439	172,239	922,300	126,666	1,048,966
補正前	502	621,757	127,439	172,239	921,435	126,666	1,048,101
比較	3	865			865		865

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	通勤手当	時間外手当	期末手当	退職手当	その他
	補正後	3,823	44,214	2,352	121,850		
	補正前	3,823	44,214	2,352	121,850		
	比較						

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,955,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月13日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 8,506,887	千円 7,200	千円 8,514,087
	1 県補助金	8,506,887	7,200	8,514,087
歳入合計		11,948,684	7,200	11,955,884

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 8,402,061	千円 7,200	千円 8,409,261
	6 傷病手当金	0	7,200	7,200
歳 出 合 計		11,948,684	7,200	11,955,884

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 国民健康保険税	2,308,428	19.3		2,308,428	19.3
2 使用料及び手数料	88	0.0		88	0.0
3 国庫支出金	7	0.0		7	0.0
4 県支出金	8,506,887	71.2	7,200	8,514,087	71.2
5 財産収入	156	0.0		156	0.0
6 繰入金	1,077,389	9.0		1,077,389	9.0
7 繰越金	20,000	0.2		20,000	0.2
8 諸収入	35,729	0.3		35,729	0.3
歳入合計	11,948,684	100.0	7,200	11,955,884	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 総務費	161,520	% 1.4	
2 保険給付費	8,402,061	70.3	7,200
3 国民健康保険事業費納付金	3,227,892	27.0	
4 共同事業拠出金	2	0.0	
5 保健事業費	135,551	1.1	
6 基金積立金	156	0.0	
7 公債費	200	0.0	
8 諸支出金	15,050	0.1	
9 予備費	6,252	0.1	
歳 出 合 計	11,948,684	100.0	7,200

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
161,520	1.4				
8,409,261	70.3	7,200			
3,227,892	27.0				
2	0.0				
135,551	1.1				
156	0.0				
200	0.0				
15,050	0.1				
6,252	0.1				
11,955,884	100.0	7,200			

2 歳 入

4 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 保険給付費等交付金	補正前 8,506,435 補正額 7,200 計 8,513,635	2 特別交付金	7,200
計	補正前 8,506,887 補正額 7,200 計 8,514,087		

(単位：千円)

説 明	備 考
特別調整交付金 7,200 既決予算額 9,753 補正後予算額 16,953 7,200×10/10	

3 歳 出

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 傷病手当金	補正前	国県支出金	19 負担金補助及び交 付金	7,200
	0	7,200		
	補正額			
	7,200			
	計			
	7,200			
計	補正前	国県支出金		
	0	7,200		
	補正額			
	7,200			
	計			
	7,200			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 傷病手当金（新型コロナウイルス） 7,200 (1) 傷病手当金（新型コロナウイルス） 7,200 追加 傷病手当金 7,200（追加） 1,000円×2/3×8時間×30日×45人	

議案第63号

掛川市税条例の一部改正について

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年5月13日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市税条例の一部を改正する条例

(掛川市税条例の一部改正)

第1条 掛川市税条例(平成17年掛川市条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第17条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第30条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第17条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p><u>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第30条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)</u></p> <p><u>第48条 第5条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>

第2条 掛川市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第17条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p>27 <u>法附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第17条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第17条の2 (略) 2～26 (略)</p> <p>27 <u>法附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第49条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合に</u>は、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、<u>第24条の規定を適用する。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p>

第50条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議案第64号

掛川市国民健康保険条例の一部改正について

掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年5月13日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>5 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></u></p> <p>6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準</u></p>

報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

10 前項の規定により、市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険条例附則第5項から附則第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から市長が別に定める日までの間に属する場合に限り、適用する。

議案第65号

掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

掛川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年掛川市条例第4号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年5月13日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

掛川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（市の行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">（市の行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 広域連合条例附則第5条第1項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市後期高齢者医療に関する条例の規定は、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第34号）附則第5条から第7条までの規定の適用の日から適用する。

議案第66号

市道掛川高瀬線道路改良工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、市道掛川高瀬線道路改良工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月13日提出

掛川市長 松井三郎

- | | |
|----------|------------------|
| 1 契約の目的 | 市道掛川高瀬線道路改良工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金236,390,000円 |
| 4 契約の相手方 | |
| 住所 | 掛川市板沢496番地の5 |
| 商号 | 松下・掛土特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 株式会社 松下組 |
| | 代表取締役 松下 進一 |

(参考資料)

- 1 工 事 名 市道掛川高瀬線道路改良工事

- 2 工事の概要 内容 道路改良工事
規模 施工延長 286m
土工 21,000m³
舗装工 2,430m²

- 3 工事箇所 掛川市板沢 地内

- 4 工 期 契約日から令和3年3月19日まで

議案第67号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度掛川市一般会計補正予算（第2号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出

掛川市長 松井 三郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分する。

令和2年4月24日

掛川市長 松 井 三 郎

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,339,268千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,186,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		6,438,399	11,830,687	18,269,086
	2 国庫補助金	3,247,291	11,830,687	15,077,978
16 県支出金		3,802,318	150,000	3,952,318
	2 県補助金	1,585,746	150,000	1,735,746
19 繰入金		3,203,493	358,581	3,562,074
	1 基金繰入金	3,203,493	358,581	3,562,074
歳入合計		50,847,118	12,339,268	63,186,386

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 5,731,216	千円 11,830,687	千円 17,561,903
	1 総務管理費	4,748,320	11,830,687	16,579,007
7 商工費		1,556,721	508,581	2,065,302
	1 商工費	1,556,721	508,581	2,065,302
歳 出 合 計		50,847,118	12,339,268	63,186,386

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,706,226	40.7		20,706,226	32.8
2 地方譲与税	571,000	1.1		571,000	0.9
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	77,000	0.2		77,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	51,000	0.1		51,000	0.1
6 法人事業税交付金	224,000	0.5		224,000	0.4
7 地方消費税交付金	2,751,000	5.4		2,751,000	4.4
8 ゴルフ場利用税交付金	66,000	0.1		66,000	0.1
9 環境性能割交付金	160,000	0.3		160,000	0.3
10 地方特例交付金	141,000	0.3		141,000	0.2
11 地方交付税	3,019,000	5.9		3,019,000	4.8
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.1		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	216,670	0.4		216,670	0.3
14 使用料及び手数料	595,138	1.2		595,138	0.9
15 国庫支出金	6,438,399	12.7	11,830,687	18,269,086	28.9
16 県支出金	3,802,318	7.5	150,000	3,952,318	6.3
17 財産収入	59,243	0.1		59,243	0.1
18 寄附金	778,255	1.5		778,255	1.2
19 繰入金	3,203,493	6.3	358,581	3,562,074	5.6
20 繰越金	50,000	0.1		50,000	0.1
21 諸収入	2,765,176	5.4		2,765,176	4.4
22 市債	5,135,200	10.1		5,135,200	8.1
歳入合計	50,847,118	100.0	12,339,268	63,186,386	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 議会費	260,664	0.5	
2 総務費	5,731,216	11.3	11,830,687
3 民生費	15,994,729	31.5	
4 衛生費	5,353,770	10.5	
5 労働費	1,477,595	2.9	
6 農林水産業費	1,431,153	2.8	
7 商工費	1,556,721	3.1	508,581
8 土木費	5,898,914	11.6	
9 消防費	1,702,782	3.4	
10 教育費	5,969,365	11.7	
11 災害復旧費	168,296	0.3	
12 公債費	5,261,313	10.3	
13 予備費	40,600	0.1	
歳 出 合 計	50,847,118	100.0	12,339,268

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
260,664	0.4				
17,561,903	27.8	11,830,687			
15,994,729	25.3				
5,353,770	8.5				
1,477,595	2.3				
1,431,153	2.3				
2,065,302	3.3	150,000			358,581
5,898,914	9.3				
1,702,782	2.7				
5,969,365	9.4				
168,296	0.3				
5,261,313	8.3				
40,600	0.1				
63,186,386	100.0	11,980,687			358,581

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
7 特別定額給付金給付事業費国庫補助金	補正前 0 補正額 11,830,687 計 11,830,687	1 特別定額給付金給付事業費国庫補助金	11,830,687
計	補正前 3,247,291 補正額 11,830,687 計 15,077,978		

(単位：千円)

説 明	備 考
特別定額給付金給付事業費補助金 追加 11,830,687×10/10	

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
5 商工費県補助金	補正前	1 商工業振興費県補助金	150,000
	26,363		
	補正額		
	150,000		
計	176,363		
計	補正前		
	1,585,746		
	補正額		
	150,000		
計	1,735,746		

(単位：千円)

説 明	備 考
感染症拡大防止事業交付金 追加 300×1,000件×1/2 150,000	

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 3,203,493 補正額 358,581 計 3,562,074	1 基金繰入金	358,581
計	補正前 3,203,493 補正額 358,581 計 3,562,074		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 2,787,836 補正後予算額 3,146,417 358,581	

19款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
41 特別定額給付金給付事業 費	補正前	国県支出金 11,830,687	3 職員手当等	8,052
	補正額		9 旅費	35
	11,830,687		11 需用費	3,100
	計		12 役務費	21,760
	11,830,687		13 委託料	55,400
			14 使用料及び賃借料	2,340
			19 負担金補助及び交 付金	11,740,000
計	補正前 4,748,320	国県支出金 11,830,687		
	補正額 11,830,687			
	計 16,579,007			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 特別定額給付金給付事業費 11,830,687</p> <p>(1) 特別定額給付金給付事業費 11,830,687</p> <p>追加</p> <p> 発送作業委託料 15,000 (追加)</p> <p> 給付金受付業務等委託料 12,000 (追加)</p> <p> 特別定額給付金 11,740,000 (追加)</p>	

2 款 総務費

7款 商工費

1項 商工費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 商工業振興費	補正前	国県支出金	11 需用費	548
	1,406,790	150,000	12 役務費	800
	補正額	一般財源	13 委託料	7,233
	508,581	358,581	19 負担金補助及び交 付金	500,000
計	1,915,371			
計	補正前	国県支出金		
	1,556,721	150,000		
	補正額	一般財源		
	508,581	358,581		
計	2,065,302			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 地域経済活性化事業費 508,581 (1) 地域経済応援事業費 508,581 追加 給付事務補助員派遣委託料 7,233 (追加) 小規模企業者等応援給付金 190,000 (追加) 小規模企業者(従業員1人以上) 200× 500件=100,000 個人事業者(家族事業者を含む) 100× 900件= 90,000 感染症拡大防止協力金 310,000 (追加) 県による休業要請分 100× 100件= 10,000 市による休業要請分 300×1,000件=300,000	

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与			共済費	その他の 人件費	合計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給料	職員手当	計					
補正後	728	2,787,580	2,308,969	5,096,549	942,369	20,638	6,059,556	26,615	6,032,941
補正前	728	2,787,580	2,300,917	5,088,497	942,369	20,638	6,051,504	26,615	6,024,889
比較			8,052	8,052			8,052		8,052

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	81,930	88,262	62,576	79,643	208,727	653,459
	補正前	81,930	88,262	62,576	79,643	200,675	653,459
	比較					8,052	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	494,115	34,020	16,462	545,676	44,099	
	補正前	494,115	34,020	16,462	545,676	44,099	
	比較						

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	8,052	その他の増減分	8,052	時間外手当増 8,052	

議案第68号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市国民健康保険税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出

掛川市長 松井三郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市国民健康保険税条例の一部改正について、裏面のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略)</p> <p>附 則 1～6 (略)</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略)</p> <p>附 則 1～6 (略)</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第12条及び第27条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第12条及び第27条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項の改正は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年

の翌年の1月1日から施行する。

- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

